



# 山形県公報

平成24年12月25日（火）  
第2405号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県流域下水道条例施行規則……………（下水道課）…1377

### 告 示

○都市計画の変更……………（都市計画課）…1378

○河川区域の変更による廃川敷地等……………（河川課）…同

### 議 会 関 係

#### 規 則

○山形県議会会議規則の一部を改正する規則……………1379

#### 告 示

○山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………1380

### 教 育 委 員 会 関 係

#### 告 示

○山形県教育委員会12月定例会の招集……………1381

### 公 告

○都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………（都市計画課）…1382

## 規 則

山形県流域下水道条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第50号

#### 山形県流域下水道条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県流域下水道条例（昭和62年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第2条 条例第4条第3号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- （1）排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- （2）人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

イ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

ロ 大腸菌が検出されないこと。

ハ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号ロ及びハに規定する基準は、知事が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 温海都市計画道路

(2) 名 称 1・5・1号鼠ヶ関温海線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加する部分 鶴岡市鼠ヶ関字奥田、字中道及び字横路、早田字山添、字河内、字前沢、字山崎及び字戸ノ浦、小岩川字大磯、字出口、字南沢、字大沢、字北沢、字小川内及び字境沢並びに大岩川字沢山、字岩清水及び字中川原地内

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

### 山形県告示第1171号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 河川の名称

一級河川最上川水系京田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成24年12月25日

3 廃川敷地等の位置

上流 鶴岡市鷺畑字道合1-2地先から

下流 鶴岡市鷺畑字道合2-1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,017.95 m<sup>2</sup>

## 議 会 関 係

### 規 則

山形県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県議会議長 平 弘 造

#### 山形県議会規則第2号

##### 山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第96条（陳情書の処理）」を

「第96条（陳情書の処理）」

第9章の2 公聴会及び参考人

第96条の2（公聴会開催の手続）

第96条の3（意見を述べようとする者の申出）

第96条の4（公述人の決定） に改める。

第96条の5（公述人の発言）

第96条の6（議員と公述人の質疑）

第96条の7（代理人又は文書による意見の陳述）

第96条の8（参考人） 」

第5条第1項中「初め」を「始め」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第16条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第34条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第38条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第39条第1項中「まつて」を「待つて」に改める。

第49条第1項、第50条第1項及び第53条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第67条中「聞く」を「聴く」に改める。

第88条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第96条の2 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第96条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第96条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第96条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第96条の6 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第96条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第96条の8 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第96条の5（公述人の発言）、第96条の6（議員と公述人の質疑）及び第96条の7（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第120条中「印刷して」を「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成し」に改める。

別表中

|                                                                                                                      |   |     |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----|-------|
| 議長及び副議長、議会運営委員会の委員長及び副委員長、各常任委員会の委員長及び副委員長、予算特別委員長、エネルギー・危機管理対策特別委員長、産業振興・雇用創出対策特別委員長、人口減少社会対策特別委員長並びに各交渉団体から選出された議員 | を | 全議員 | に改める。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----|-------|

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第120条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県議会告示第1号**

山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月25日

山形県議会議長 平 弘 造

**山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程**

山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**山形県政務活動費の交付に関する条例施行規程**

第1条、第3条の見出し及び第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条の見出しを「(政務活動費の経費の内容)」に改め、同条中「条例第9条第2項に規定する使途の科目の基準」を「条例第3条の3第3項に規定する経費の内容」に改める。

別表を次のように改める。

別表

| 経 費       | 内 容                                               |
|-----------|---------------------------------------------------|
| 調 査 研 究 費 | 県の事務及び地方行財政等に関し会派又は議員が行う調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費 |

|           |                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研 修 費     | 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費並びに団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 |
| 広 聴 広 報 費 | 県政に関する政策等について会派又は議員が行う広聴広報活動に要する経費                                                            |
| 要請陳情等活動費  | 会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費                                                                |
| 会 議 費     | 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費                              |
| 資 料 作 成 費 | 会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費                                                                |
| 資 料 購 入 費 | 会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費                                                         |
| 事 務 所 費   | 会派又は議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費                                                            |
| 事 務 費     | 会派又は議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費                                                                      |
| 人 件 費     | 会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費                                                                     |

様式第1号及び様式第2号中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

様式第3号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第4号中「政務調査費請求書」を「政務活動費請求書」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第7号中「政務調査費支払証明書」を「政務活動費支払証明書」に、「支出科目」を「経費」に改める。

様式第8号中「政務調査費収支報告書閲覧請求書」を「政務活動費収支報告書閲覧請求書」に改める。

#### 附 則

この規程は、山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年12月県条例第60号）の施行の日から施行する。

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第19号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成24年12月25日

山 形 県 教 育 委 員 会

委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成24年12月27日（木） 午後1時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者の指定について
  - (2) 教育委員会職員の人事について
  - (3) 教職員の人事について

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成25年1月15日（火） 午前10時
- 2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
庄内総合支庁講堂3号会議室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
藤島都市計画道路の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に平成25年1月10日（木）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。